

家庭奉仕員制度創設と女性のキャリア形成

— 1960年代の事業内ホームヘルプ制度及び東京都老人家庭奉仕員制度を中心事例として —

中 寫 洋

日本獣医生命科学大学 獣医学部 獣医保健看護学科（非常勤）
帝京平成大学 現代ライフ学部 人間文化学科

要 約 本稿は、1960年代の東京都における家庭奉仕員制度の位置と実態を明らかにすることを目的とし、それが女性のキャリア形成の観点からみた場合、どのような知見や教訓が得られるのかを考究した。関連論文、図書、新聞、白書などを紐解いた結果、以下の3点が明らかになった。①東京都における家庭奉仕員の活動は、女性労働のあり方を実践レベルで問いかけていたこと、②東京都における家庭奉仕員の活動は、社会福祉の基本原則である受容、共感、傾聴に則った実践であったこと、③東京都における家庭奉仕員の活動は、問題解決を旨としエンパワメント・アプローチを重視するものであったこと。このような1960年代の東京都のとり組みは、単に国庫補助事業化や老人福祉法成立を促しただけではなく、女性の生き方の質に一石を投じていたところに歴史的意義があった。さらなる詳細な事例の検討や関連事業との比較など、残された研究課題は少なくない。

キーワード：家庭奉仕員制度、事業内ホームヘルプ制度、老人家庭奉仕員、女性のキャリア形成

日獣生大研報 63, 76-88, 2014.

I はじめに —— 問題意識と研究課題

東京都が、法制度化の直前期の1961（昭和36）年12月に、東京都社会福祉協議会に委託して「家庭奉仕員制度」を開始したことは比較的知られている（厚生省社会局施設課1961:33-92; 朝日新聞社1962:12; 池川 清1971:58など）。このとり組みは、長野県、布施市（現、東大阪市）、大阪市、名古屋市、神戸市、秩父市などの他、幾つかの会社・企業でみられた事業内ホームヘルプ制度には遅れをとったが、全国的には先駆的実践の部類に入った¹⁾。「当時の家庭奉仕員の応募者は非常に多く、競争率が14～5倍もあり、応募者はその難関を乗り越えて東社協の非常勤職員として65人が採用され、翌37年の1月から活動が開始され」たとされ（<http://www.sh.rim.or.jp/~hands/tsushin/0605.htm> 2012.9.10 取得）、1964（昭和39）年3月末日まで実施されたという。その一方、この間に家庭奉仕員制度及び老人福祉センター設置における国庫補助事業化（1962年）、老人福祉法成立（1963年）など、老人福祉（現 高齢者福祉）を巡る大きな政策展開がみられた。

このような1960年代の東京都のとり組みは、ホームヘルプ事業の体系化において、後続的な意味合いで理解されがらだが、実践的・先駆的な意味もあった。なぜなら、1961（昭和36）年に創設された東京都の家庭奉仕員制度は、上述の法制度化を早期実現することを志向し、他地域の先

駆事例を参照しながらも、一つの裏付けとしての決定的な根拠になったと考えられ、実験段階の終焉を告げただけでなく、文字通り、法制度化のための“最後の一手”となったからである。1960年代において、国内の中心地である東京都での実践は、ホームヘルプ事業史上、いったいどのような位置づけになるのだろうか。また、その実践は他地域のとり組みと比較した場合、いかなる特徴がみられるのか。さらに、その実践を幾つかに時期区分してみた場合、どのような特徴が把握でき、その実践の進展を女性のキャリア形成という切り口から捉え直すと、いかなる関連がみられるのだろうか。

こうした問題意識の下、本稿では以下の5点を研究課題とする。第1に、東京都の家庭奉仕員制度がわが国のホームヘルプ事業史全体のなかにもどう位置づくのかを検討すべく、本研究の分析枠組を示す。第2に、事業内ホームヘルプ制度と東京都のとり組みとの関連を検討する。第3に、東京都の実践を4つに時期区分（前史、胎動期、始動期、展開期）し、各々の特徴を明確にする。第4に、東京都板橋区の一老人家庭奉仕員の活動を事例としたケーススタディを行い、当時の実践活動の内実にアプローチする。そして、第5に、東京都の家庭奉仕員制度の創設を女性のキャリア形成の観点から論考し、今日的意義を考察する。

II 先行研究と本研究の分析枠組

東京都における家庭奉仕員制度の歴史的研究は、個人研究というよりも東京都社会福祉協議会が編纂した資料を紐解くことにより、ある程度解明できる。東京都社会福祉協議会三十年史刊行委員会編（1983）、東京都社会福祉協議会（1985;1986）などの記念誌的な書物や『福祉広報』（1962-1964）などの広報誌などに関連する記述がみられる。こうした基礎資料を踏まえ、継続的に研究を行っているのが森山 治（2006a-c）、森山千賀子（2009）、渋谷光美（2010;2011;2012a-b;2014）らである。森山（2006a-c）・森山（2009）は、「東京のホームヘルパー」と題した連載を記述し、当時の家庭奉仕員たちへの聞き取り調査を丹念に行うことで史実の掘り起こしに努めており、渋谷（2010;2011;2012a-b;2014）は在宅介護福祉労働の変容過程を検討している。その他、事業内ホームヘルプ制度にアプローチした婦人少年局（1968）、西浦（2010）、中嶋（2010;2013）や、ホームヘルパーの組織化を学習面から捉え直した安藤（1989:79-81）、「女中」のイメージの観点からホームヘルパー養成を考察した清水（2004:91-110）の研究などもみられる。

しかしながら、他の先行事例と東京都の事例との比較を通じた検討や、その実践に携わった人物の証言や実績などから、東京都における家庭奉仕員による派遣事業の実態や意義が明確にされていない。法制度化を導いたということは、国側による必要性の認識の現れと捉えられ、それが女性労働を土台とした実践の規程であったところに、女性のキャリア形成の関連から検討する意味を見出せよう。とりわけ、就職氷河期といわれる昨今、東京都の家庭奉仕員制度の史的考察を通じ、それが女性のキャリア形成にいかなる意味や示唆をもたらすものであり、私たちは何を継承すべきかという議論へとつなげていきたい。

なお、本研究全体における分析枠組を図1に示唆した²⁾。同図は、筆者が2005（平成17）年から約10年間、継続的に行ってきているホームヘルプ事業史研究の全体の構図でもある。ここから、わが国では、派出看護婦や方面委員制度に端を発する訪問型事業の展開がみられ、池川 清を先駆者とした大阪型と、原崎秀司を先駆者とした長野型という2つの潮流を看取できる。そして、本稿の主題である東京都のとり組みは、どちらかと言えば、長野型の流れを汲むものである。事業内ホームヘルプ制度（1959年～、旧労働省）や家庭養護婦派遣状況視察（1961年4月19日、中央職業安定審議会委員）などを介しつつ形成されたものと捉えられ、その直後に国庫補助事業化や法成立をもたらした引き金になった重要な実践と認識できよう。

以下の論稿では、本図の流れを考慮しつつも、図中の網掛け部分を中心に検討する。

III 前史 —— 事業内ホームヘルプ制度（厚生省社会局施設課）

まずここで、東京都で家庭奉仕員制度が誕生する前年に創設された「事業内ホームヘルプ制度」を捉え直す。この制度はそもそも社員の欠勤対策をねらいとしたものとされ、単なる一般家庭ではなく、勤め人の家庭生活の支援を行うものであった。厚生省社会局施設課（1961:33）はその概要を表1のように整理している。

表1. 事業内ホームヘルプ制度

本文において、民間事業者がその従業員世帯を対象に家庭奉仕員を派遣する制度についてふれておいたが、これは労働省婦人少年局の指導、監督の下に行われ、事業内ホームヘルプ制度と呼ばれているところのものである。

この制度は、今次大戦後、間もなく、一、二の銀行が戦死した行員の未亡人に対する厚生福利対策として試みたのに始まり、今日では（昭和35年12月）石川島重工株式会社、キャノン・カメラ等12の民間事業場において実施せられている。さらに、他に20近くの事業場がその実施を検討中であるが、それらは何れも大事業者である。これに対して、数箇の中、小事業者が共同して、共同ホーム・ヘルプ制度を実施すべく、目下検討されている。労働省は、本制度推進のため、制度の普及、運営指導、ホームヘルパーの訓練費として35年度から106万6千円を予算計上している。

【出典】厚生省社会局施設課（1961）『老人福祉（二）—— 老人家庭奉仕員制度について』p.33。

ここから、銀行員の夫を戦争で亡くした未亡人の生活救済のために始まった福利厚生対策の一環であったことが窺える。単なる近隣住民や地域住民間における助け合いや相互扶助としてではなく、従業員及びその家族に対するあくまでの会社側の責任として実施されたものと当時の厚生省社会局施設課は認識している。こうした新たな試みを新聞各社が看過することはなく、例えば『朝日新聞』昭和35年7月17日、第10面記事は以下のように報じており、それがいかに実質的な制度であるかという大きな期待を寄せている。

労働省のキモいりで、まず東京都中央区佃島の石川島重工がさる一月、家事サービス補導所出身の五人のヘルパーを試験的に雇った。従業員が妻の病気などで家事手伝いがほしいとき、ヘルパーが出向く。勤務は一般労働者なみに朝八時から夕方五時まで、ヘルパーの身分は会社職員で、家庭側は会社に使用料一日二百円（残業は割増し）を払い、会社は仕事のあるなしにかかわらず、ヘルパーに日給四百円を支給する。会社職員だから、社会保障も退職金もある。……

（朝日新聞社1960:10）

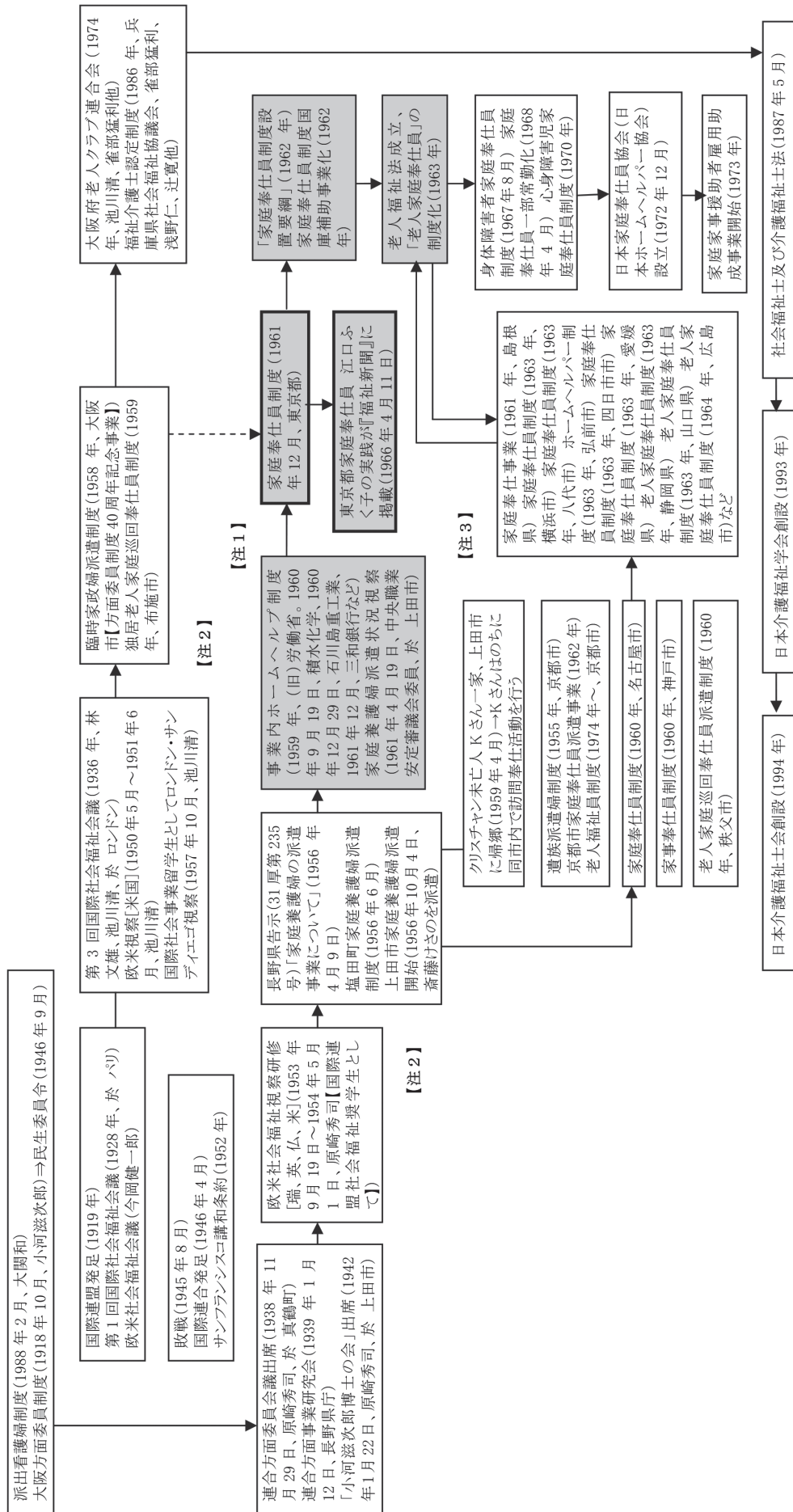


図 1. 本研究の分析枠組

【注1】 本研究が着目する東京都の家庭奉仕員制度創設の前後を網掛けで明示した。不詳部分を点線で記した。
 【注2】 本図から、長野県型と大阪市型のホームヘルプ制度が二大潮流として法制度化を促進したことが窺える。
 【注3】 名古屋市の家庭奉仕員制度 (1960年) が基点となり、全国展開していった様が窺い知れる。

すなわち、身分保障の確立に配慮した形となっているが、実際には当初、どれ程の効果を挙げているか、また本当に必要な制度であるかどうか不明であったという。そこで、試験的に始めた同事業の効果を会社側がアンケートを用い調査した。その結果、「すぐの間に合わない」「勤務時間をもっと長く」などの一部注文はあったようだが、「かんたんに手伝ってもらえて有難い」「親身に働いてくれる」など概ね好評だったという。この好結果に気を良くした旧労働省は正式にヘルパーの講習会を開き、人材養成に本腰を入れていくことになる。

IV 胎 動 期

1 内発的実践 —— ホームヘルパー養成講習会卒業式 (旧労働省)

上記のような経過を経て、旧労働省は1960(昭和35)年6月にヘルパー講習会の受講生を募集したところ、募集定員30人に対し900人の応募者があった。一流会社並みの難関を突破した30人が採用され、その内訳は、年齢30～50歳、未亡人15人、未婚5人、既婚10人であったという。この30人を受講者としたヘルパー講習会は、「新しい型の女中さん」という触れ込みで、1960(昭和35)年6月20日から4週間にわたり、東京・目白の日本女子大学内で開催されるに至った。その詳細を新聞記事から紐解くと、その実情とともに、その拡がり具合をも看取できる。

先月二十日から日本女子大の施設を利用して講習が始まった。「ヘルパーは家庭女中ではなく、短期間家事手伝いする」という建て前から、いろいろな家庭のタイプを想定し、どんな家庭にいても家事をきりもりできるよう教えられた。最後の二日間は石川島重工の三十家庭で“インターン”もやった。講習の途中から銀行、商社、重工業関係の二十社が採用を申込み、労働省では就職先を見つけるよりも、むしろ、だれをどの会社に就職させるかに頭を悩ませている。いずれにせよ、ヘルパー制度は石川島重工の試験でタイコ判を押された形なので、こんごは大量にヘルパーを養成して需要に応ずるため、労働省では近く関西と九州でも講習を行う計画をたてている。

(朝日新聞社 1960:10)

インターンシップ(職場体験)をとり入れるなどかなり実践的な内容であったことが窺い知れるが、このような講習をすべてクリアし、同年7月16日に、日本女子大学桜楓館内での修了式に臨んだ者は30人全員であった(修了率100%)³⁾。ちなみに、1964(昭和39)年4月1日現在における事業内ホームヘルプ制度の実施状況は表2の通りとなっている。実施事業場総数は165であり、都道府県別では、東京都(50)、大阪府(35)、兵庫県(20)、愛知県(13)、神奈川県(13)、京都府(9)の順に活発に行われている⁴⁾。

さらに、その後の1966(昭和41)年10月16日には、「3年間で5,000人に——労働省10倍に増員計画」という見出しが躍り出て、ヘルパーの数的不足の問題への対応策が講じられるようになる。同省では、「子どもをかかえた勤労者が家事に追われて欠勤する例が減り、同時にヘルパーとして採用される中高年夫人の雇用対策にもなって、一石二鳥」という目論見があったが、1966年当時の事業内ホームヘルプ制度の実態は以下のように報じられ、ここでも、この制度がいかに魅力的であるかが強調されている。

いま、全国二十一都道府県で二百十五ヶ所の会社や官公庁で、約五百人のヘルパーが月給二～三万円で採用され、一日二百円から五百円という格安の利用料金(全額会社負担の場合もある)で派遣されている。ヘルパーの身分は、ほとんど厚生課などの社員、職員または嘱託職員で、どこでも安い料金が魅力となって引っぱりだこ。

(朝日新聞社 1966:14)

さらに、3年間で10倍増を目ざそうとした旧労働省は、独自の調査結果を踏まえ、以下のように予算案を組むことで、ホームヘルプ事業のさらなる普及を志向する。

労働省の最近の調査によると、妻の病気によって、夫の五七%までが洗濯や買物などの家事をやり、四六%が勤めを平均四・二日欠勤している。また、妻の出産のさいには夫の六七%までが平均三日休んでいる。これは、戦災者夫婦と子どもだけの家族が増えて、妻が働けなくなるとすぐに夫に負担がかかりやすくなったためだという。そこで、同省は、まず四十二年度に一億三千万円の予算を要求。千百人程度のヘルパーを養成、むこう三年間に五千人まで増員する。とくに、若い勤労者世帯が急に増加している大都会、新興都市を重点に、ヘルパーの普及をはかる計画。

(朝日新聞社 1966:14)

表2. 事業内ホームヘルプ制度実施事業場現況

(1964年4月1日現在)

都道府県別	実施事業場数	都道府県別	実施事業場数
総数	165	三重県	1
北海道	4	京都府	9
埼玉県	2	大阪府	35
東京都	50	兵庫県	20
神奈川県	13	広島県	4
新潟県	1	福岡県	5
静岡県	7	大分県	1
愛知県	13		

【出典】労働法令協会編『ホームヘルプ制度の実際(労務管理シリーズ事例篇⑩)』日本製版、1964年、p.318を基に、筆者整理。

表 3. 家庭養護婦派遣事業状況視察

宛先・送付元等	上田市社会福祉協議会宛, 中央職業安定審議会, 昭和 36 年 4 月 9 日付
標題 (資料) 等	中央職業安定審議会委員視察について
概要	<p>上記の件下記の通り通知 (電話) がありましたので御しらせいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 期 日 昭和 36 年 4 月 19 日 2. 人 員 審議会委員 3 名, 労働省保官 1 名 3. 視察内容 家庭養護婦派遣状況視察 【出席者】 審議委員: 岡田 (福祉事務課長), 森田 (社会保長), 加藤 (社会福祉協議会長, 社会福祉協議会事務局), 労働省: 坂本 4. 懇談会場 福祉事務所に於いて配慮</p>
宛先・送付元等	上田市長 (小山一平) 宛, 労働省職業安定局失業対策部業務課長 (千葉幸雄), 昭和 38 年 7 月 15 日付
標題 (資料) 等	なし
概要	<p>拝啓 盛夏の候益々ご清栄のことと御慶び申し上げます。陳者</p> <p>仄聞いたします所によりますと, 貴庁におかれましては老人家庭に対する奉仕事業を実施中との事でございますが, 当方といたしましても, 社会保障の充実と雇用機会の増大と言う関係より極めて適切妥当な措置であると高く評価し, その成績を注目して居る所でございます。</p> <p>この様な有意義な事業は今後益々多くの地域に於いて実施される様になるであろうと想像されますので, それに関する実情を把握することが必要であると考えて居る次第であります。</p> <p>つきましては, 公務御多忙中恐縮に存じますが, (1) 施設に関する条例又は規則の写, (2) 38 年度予算措置の内容 (予定対象世帯数, 従事者人員, 勤務形態, 従事者に支払う給与, 財源内訳, 一国の補助金, 都道府県の補助金, 純市町村費等), (3) 37 年度の運営概況 (人員, 勤務形態及び対象世帯数等), (4) 本施設に対する市町村の評価, (5) 市町村でこの施設の運営について特に考慮している事項, (6) その他参考となる事項につき御知らせ頂ければ誠に幸甚に存じます。</p> <p style="text-align: right;">右御願ひ申し上げます。 敬具</p>

【出典】上田市社会福祉協議会『家庭養護婦書類綴』(年月日不詳)を基に筆者整理。なお, 本表は, 中嶋 洋著 (2013)『日本における在宅介護福祉職形成史研究』みらい, p.187 に掲載されている。

その一方, 新聞報道によっても報じられたように, 「これまでは中小企業が共同してヘルパーを雇用形式の行政指導が行われなかったため, ヘルパー採用は大企業に偏る傾向があった」(朝日新聞社 1966:14) という問題点が残されていた。そこで, 「今後はこの共同ホームヘルプ制度も強力に推進させ, 中小企業に働く勤労者の家庭福祉にも役立てたい」(同) という方針が打ち出され, 1964 (昭和 39) 年には, 資本力の乏しい中小企業が同制度を採用しやすくなるように, 幾つかの企業が共同でホームヘルプ事業を運営する「共同方式」が開発された。そして, 最盛期には 300 余の大企業と全国 20 余地区の中小企業群で「共同方式」が採用されるに至ったのであった。

2 外発的实践 —— 中央職業安定審議会委員視察 (長野県上田市)

上述の如く, 旧労働省を中心とした事業内ホームヘルプ制度の拡充やホームヘルパー養成講習会などは, 内発的实践と捉えられるが, これらに対して外発的实践があったことも看過せぬ。その象徴的な動きが表 3 に示した「家庭養護婦派遣事業状況視察」(1961 年 4 月 19 日, 於 長野県上田市) である。これは, 1956 (昭和 31) 年 4 月 9 日の長野県通知を出発点としたわが国初の組織的なホームヘルプ事業である家庭養護婦派遣事業を, 旧労働省保官や審

議会委員らが視察したことに加え, 当時の労働省職業安定局失業対策部業務課長 (千葉幸雄) 宛てに, 家庭養護婦派遣事業関連資料 (条例, 規則, 予算措置, 運営概況, 評価など) が送付されたことを裏付ける資料である。田中 (1996:16) は「老人福祉法はそうした福祉状況の実情をふまえて, 大阪市の実施方式に準拠したかたちで策定されたと思われる」と述べ, 小笠原監修 (2007:65) も「大阪市当局の老人福祉の推進に対する積極的な姿勢は, その後のわが国の老人福祉行政の推進に対してきわめて貴重な実験を積み重ねることになった」と言及するが, その根拠に欠けている。時期的にみても, 国庫補助事業化の前年の出来事であったため, 大阪市のみならず, こうした長野県上田市という地方の先例を中央省庁が摂取し, 法制度化を進めていたと認められる。但し, 上田市以外の先進地域のすべてのモデルがどのように参照されたのかについては判然としない部分もあるため, 今後の課題としたい⁵⁾。

V 始動期 —— 東京都における家庭奉仕員制度発足

上記状況視察と前後する形で, 1961 (昭和 36) 年 12 月に, 東京都が都社会福祉協議会への委託事業として, 「家庭奉仕員制度」を始動させることになる。この背景には, 核家族化の進行, 高齢者世帯・一人暮らし高齢者の増加などがあるが, 在宅高齢者に対する福祉サービスの充実が検討さ

れた結果でもあった。その効果の高さに呼応し、昭和37年度予算に国庫補助の対象として、250人分の予算が計上された。しかし、初年度は6大都市（25人分）に配置されたに過ぎず、派遣の対象も「要保護老人世帯」とされ、「そのなかに占める被保護老人世帯の割合はおおむね50パーセント以上」とされた。小笠原監修（2007:72）は「このことは低所得階層から順々にサービスを供給していかなくてはならないわが国の現状からして、やむをえないことであった」と述べている。翌年の厚生科学研究課題のひとつに「老人家庭奉仕員事業の研究」がとり上げられ、ホームヘルプ事業に関する本格的な調査研究が行われることになり、1965（昭和40）年には、その対象はやや緩和され、「低所得の家庭」にまで拡げられた⁶⁾。当時の東京都における老人家庭奉仕員制度発足時の状況を以下のようにメディアは伝えている。

都の家庭奉仕員（ホームヘルパー）が、十日発足した。身寄りがないとか、家庭の事情で、身の周りのことができない老人をめんどうみようというのが、この奉仕員の役目。民生局が、都社会福祉協議会に委託してはじめてこの制度をつくった。いまの奉仕員は二十六歳から四十九歳までの女性で、八百三十三人の応募者のうちから、六十五人の適任者が選ばれたという。この日は午後、文京区同心町三〇都社会福祉会館で、奉仕員全員、スチュワーデスのようなスマートな感じのダーク・グリーンのスーツに、身をつつみ、「東

京都ホームヘルパー」の頭文字をとったTHHのバッジを。綱谷民生局長から胸につけてもらったうえ、せんたくばさみ、裁縫用具、包帯など七つ道具を入れたバッグを支給され、「しっかりやってください」と激励の言葉を受けた。奉仕員は一区に最低一人から四人配置される仕組み。……
（朝日新聞社 1962:12）

つまり、ここから、従来の家事手伝いや家政婦代行といった陰鬱なイメージを払拭し、社会的意義の高い公的な正規職業という位置づけを模索していたと考えられる。実際、「気恥ずかしがる奉仕員もいた」（東京都社会福祉協議会三十年史刊行委員会編 1983:108）というが、「これは公共的な制度による奉仕活動であることを表示することによって対象者の信頼と近隣の協力が得られると同時に、それによってこの制度の宣伝周知がはかられるという一石二鳥をねらったもの」（同）であった⁷⁾。さらに、東京都でのとり組み以降、全国展開の兆しが見られ始め、類似の形態をとりながら事業を開始した自治体もあったほどに、その影響力は小さくなかった⁸⁾。

VI 展開期 —— 大都市における家庭奉仕員派遣事業（1969年12月現在）

1 年度別にみる特徴

では、その影響力とはいったいどれ程であったのだろうか。ここでは、まず、東京都における家庭奉仕員派遣事業を年度別に捉え直した（図2）。同図は、1961（昭和36）

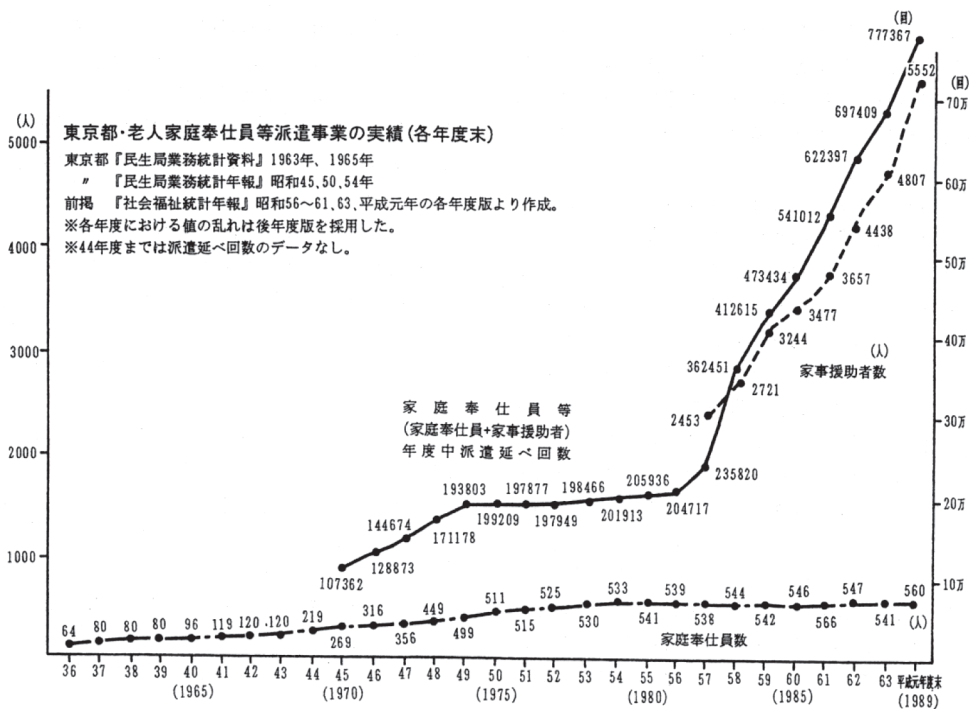


図2. 東京都・老人家庭奉仕員等派遣事業の実績（各年度末）

【出典】東京ホームヘルプ活動者連絡会編『よりよいヘルプをめざして』東京ホームヘルプ活動者連絡会、1991年、p.189。

年～1989(平成元)年までの動向を捉えたデータである。家庭奉仕員数は、64人(1961年)から96人(1965年)、269人(1970年)、511人(1975年)、541人(1980年)、546人(1985年)、560人(1989年)と増減を繰り返しつつも、1969(昭和44)年以降、急増している。一方、家庭奉仕員等の派遣延べ回数は、10万7,362回(1970年)、20万5,936回(1980年)、47万3,434回(1985年)、77万7,367回(1989年)と増えている。限定的なデータではあるが、1970年代は漸増、1980年代は急増といった大まかな傾向を看取できる。

2 地域別(大都市)にみる特徴

次いで、7大都市を中心とし、東京都と他都市とを比較したものが表4である。まず、東京都におけるホームヘルプ事業の始動については、池川(1971:58)は、「(老)37.1、(ね)44.9.1、(身)41.10」としているが、本稿では、東京都社会福祉協議会三十年史刊行委員会編(1983:108)及び中畠(2013:141-167)に基づき、1961(昭和36)年12月開始と定める。その上で各々を比較検討すると、派遣対象先として、老人・身体障害者のみならず「ねたきり老人」を含んでいたのは東京都と京都市であり、奉仕員数は東京都が圧倒的に多いことが窺える((老)82人、(身)60人)。と同時に、派遣対象先についても、東京都が690人(老人)と多い。だが、給与面では横浜市がもっとも高額であり、初任給2万8,298円、現任者3万6,572円～4万477円となっている。定年制を設けていたのは大阪市((老)60歳)と神戸市(58歳)である。

なお、家庭奉仕員の身分については、様々な闘争があったことが窺え、東京都では1964(昭和39)年4月に都社協職員から区の非常勤職員に変更となり、さらに1968(昭和43)年4月には区の正規職員へと常勤化に成功していたことが見て取れる。同様に、社協職員から市職員へと変更になった横浜市や神戸市、民連嘱託から市嘱託へと切り替えがみられた京都市などが特徴的であった。そこには、家庭奉仕員たち自身を含む関係当事者の頑張りや苦闘がみられたことが容易に想像できる。大阪府の身体障害者用の家庭奉仕員を除き、他のすべてで社会保険が適用されていることから、女性ならではの仕事として、働く婦人の職場という環境が大都市においても徐々に整備されていったと認識できる。

3 ケーススタディ —— 東京都板橋区の老人家庭奉仕員、江口ふく子氏の事例から

上記のように、マクロな視点から全体像を把握することは重要だが、各々の実践をミクロな視点からも捉え、その実践を担い手の側から辿ることも総体的な実態把握には欠かせない。そこで、1960年代の老人家庭奉仕員の具体的実践はいかなるものであったかを事例検討を通じて見ていこう。ここでは、1966(昭和41)年4月11日付の『福祉新聞』第438号、第3面記事「好評な家庭奉仕員 老人に

感謝される毎日」を手がかりに捉え直す。板橋区の場合、「生活保護をうけている老人は、千二百三十一人おり、その中で、家庭奉仕員が必要とされる老人が百五十四人もいる。だが現在は、五人の奉仕員で二十四人の老人の家庭にしているだけ。だが、この四月から二人増員になり、五人の老人の家庭に新しく派遣されるようになる」(福祉新聞社1966:3)という。このような状況下で、当時の老人福祉を末端から支える職種とされた老人家庭奉仕員だが、紙面に登場したキャリア5年目の奉仕員、江口ふく子氏(板橋区在住)には、以下のような家庭事情があった。

江口ふく子さん(四〇) = 東京都板橋区大山西町二一都母子住宅八 = は、東京都内にいる八十人の老人家庭奉仕員の一人。江口さんは、東京都が昭和三十七年一月、東京都社会福祉協議会に事業委託として発足した当時からの家庭奉仕員。こととして五年目をむかえるベテラン。江口さんが担当する板橋区には五人の家庭奉仕員がいる。みんな四十歳前後で育ちざかりの子どもをもつ婦人ばかり。…(中略)…江口さんは、小学校四年の娘さんと二人暮らし。家庭奉仕員になった動機を「何か仕事をしなければ生活ができなかった時に、ちょうど募集があったから、母を戦災で失ったので、母を世話するつもりで老人に接しられると思って(A)」と話す。東京都内の家庭奉仕員の中には、江口さんのように母子家庭の母親が半分もいる(B)。奉仕員の名に示すように、家庭に余裕のある婦人の仕事ではなく、生活を支える婦人の働く職場なのだ。

(福祉新聞社1966:3, 下線筆者)

次いで、江口さんの奉仕員としての具体的活動は次のように記され、勤務内容そのものよりも通勤(往復)に苦勞が絶えなかったことを窺わせる。

江口さんは現在、五人の老人の家庭に、水、土曜日をのぞいた四日間、午前中に一人、午後一人とまわっている。エプロン、ゴム手袋、サンダル、洗剤、裁縫箱、洗濯物と、大きな袋に、世話をするために必要な七つ道具をもってたずねる。板橋区は交通の便が悪く、その上、訪ねる老人の家庭は、家がわかりにくい。雨の降った日は、大きな荷物に雨がかかり、なさけなくなり、夏は、暑い中をてくてくと、日にやけて真黒になるほど訪ね歩く。……

(福祉新聞社1966:3)

さらに、江口さんの勤務は次のように進んでいき、「話し相手」など利用者の心の支えとしても重要な役割を果たしていたことが汲み取れる。

表 4. 大都市における家庭奉仕員事業 (1969 年 12 月現在)

	東京都(特別区)	横浜市	名古屋	京都市	大阪市	神戸市	北九州市
実施年月日	(老)37.1. (ね)44.9.1 (身)41.10	(老)37.5 (身)44.11	(老)37.4.1 (身)42.12.1	(老)37.5.1 (ね)44.10.1 (身)43.5.1	(老)33.4.1 (身)43.3.1	(老)36.4.1 (身)43.2	(老)39.7 (身)44.4.1
奉仕員数	(老)82(身)60 (老)690	(老)30(身)20 (老)170(身)20	(老)43(身)6 (老)258(身)36	(老)70(身)13 (老)	(老)39(身)43 (老)266(身)127 (身)市・準職員 (身)区社協パートタイ マー	(老)28(身)10 (老)206(身)64	(老)45(身)7
派遣対象者数	区・職員	市・職員	社協・職員	民連・職員	市・準職員 (身)区社協パートタイ マー	社協・職員	社協・嘱託
身分	区・職員	市・職員	社協・職員	民連・職員	市・準職員 (身)区社協パートタイ マー	社協・職員	社協・嘱託
給与(月)	(初)23,876 円 (現)28,058~40,027 円	(初)28,298 円 (現)36,572~40,477 円	一律 21,500 円 (37.4.1~44.12.26)	一律 25,000 円	(老)22,927 円 (身)1日 530 円 (老)9:15-17:30 (身)1日 4 時間	(初)21,454 円 (21,454 円~25,818 円)	一律 19,000 円
勤務時間	区・職員と同じ	市・職員と同じ	市・職員と同じ	市・職員と同じ	市・職員と同じ	市・職員と同じ	市・職員と同じ
期末手当	都・職員と同じ	市・職員と同じ	年 70,950 円	年 約 5 カ月	(老)市・職員と同じ (身)なし	年 約 4.5 カ月	市・職員と同じ
通勤手当	都・職員と同じ	市・職員と同じ	なし	市・職員と同じ	(老)市・職員と同じ (身)なし	市・職員と同じ	市・職員と同じ
その他の手当	特勤手当・日額 80 円 1 年目~15 日 2 年目~20 日	市・職員と同じ 市・職員と同じ	年 23,650 円 年 10 日	なし 6 日+(継続年数-1)日	なし (老)10 日+(勤務年 数-1)日 (身)なし	扶養手当 8 日+(勤務年数-1)×2 日	派遣手当 20 円 なし
有給手当							
社会保険	都・職員と同じ	市・職員と同じ	健・失(県共済)	健・失(政 管)	(老)市・職員と同じ (身)なし	健・失(県共済)	健・失
定 年	なし	なし	なし	なし	(老)60 歳 (身)なし	58 歳	なし
派遣旅費	日額 140 円	実費	月 1,200 円	実費	(老)月 1,000 円 (身)1日 60 円	実費	実費
派遣諸費・制服	年額 奉仕員 1 人 39,000 円	奉仕員 1 人年額 13,750 円(夏・冬に制服 2 年に 1 着)	奉仕員 1 人年額 5,700 円(夏・冬に制服 2 年に 1 着)	必要と認められるものをすべて支給	(老)奉仕員 1 人 315 円(月)。夏 2 年に 1 着、冬 3 年に 1 着。 (身)なし	奉仕員 1 人月額 750 円 制服賞与はなし	必要に応じて支給
老人福祉指導主事 身体障害者福祉司	23 区中→23 名 23 区中→23 名	14 区→0 名 14 区→14 名	14 区→0 名 14 区→0 名	9 区→9 名 9 区→9 名	22 区→0 名 22 区→7 名	8 区→0 名 8 区→8 名	5 区→0 名 5 区→0 名
備 考	39.4 都社協職員→区・非常勤職員。 43.4 区・非常勤職員→区・正規職員。	44.1.1 社協職員から市職員に身分切替。 45 年度に老人主事 14 区に配属。		週 5 日制(土曜休暇) 45. 4. 1 民連嘱託から市嘱託に身分切替。	奉仕員の補充・増員は今後社協職員として採用。	46.4.1 社協職員から市職員に身分切替。	月 18 日勤務。44.4.1 市社協に 1 本(以前は各区社協)

【出典】池川清(1971)『家庭奉仕員制度』(社福)大阪市社会福祉協議会, p.58(付録2)。

江口さんが世話をしている八十八歳のおじいさん。三畳の借り部屋に、いっぱいふとんを敷いて寝ている。「こんにちは、元気ですか、またきました」と入っていく江口さん。うれしそうにむかえるおじいさん。このおじいさんは足がリュウマチのため不自由で、半日はねたきり。「ここにすわって、話をして下さい。お茶でも……」とおじいさんの話し相手。むかし新聞記者をしていたころの昔話をしだす。これに相槌をうつ江口さん。ひとしきり肩をたたいた後、かいがいしくエプロンをかけ、家の外へ水をくみに行く。おじいさんの家は、共同水道で、水をくみおくのが一つの仕事。台所で、洗い物をし、夕食の米をとぐ、夕食の買物をきいて、買物に出る。「他の用事は」ときく江口さんに、おじいさんは、すわってお茶でも飲んで話相手になってほしいという (C)。……

(福祉新聞社 1996:3, 下線筆者)

上記のように、江口さんの通常勤務は家事援助（生活援助）に留まらず、利用者の多くが社会と没交渉の状態にあり、奉仕員が訪問する毎週1回だけが人と話をする時間だというケースが見受けられた。換言すれば、それだけ個々の家庭奉仕員は重要な役割を担っていたことになるが、こうした奉仕員の訪問に対し、利用者側の反応はどのようなものだったのだろうか。当該事例のおじいさんは江口さんへの感謝の意を表しており、以下から、家庭奉仕員の活動が概ね好評だったことが分かる。

おじいさんは奉仕員に対して、「ありがたい。ありがたい以上にいうことばもないが、もっときてくれたら。もっと多くきてもらいたいし、もっと長い時間いてくれたら」という。奉仕員が実際に老人の世話をできるのは、一時間半から二時間ぐらいなものだ。一応、勤務時間は九時から四時までとなっているが、所属する福祉事務所から家庭への交通時間があまりにもかかりすぎるからだ。夕方、奉仕員が帰る時間になると、さみしくなって、いろいろ用事を頼む老人。急に病気になって休みの日でもとんで行かなければならない老人。時間でくぎってできる仕事ではない。……

(福祉新聞社 1966:3)

すなわち、一連のとり組みから、当時の家庭奉仕員と利用者との間には、一定の信頼関係が成立していたと考えられる。当時の家庭奉仕員にどれだけ専門的な見識や技術が身についていたかは定かではないものの、各自のアセスメント機能を発揮し、利用者のニーズに共感的理解や積極的受容を示そうとしていた江口さんら家庭奉仕員の姿勢からは、社会福祉の基本原則の実践化と女性の公的職業形成の促進との間の関連性を窺わせる。では、当時の家庭奉仕員

のとり組みを女性のキャリア形成という視点からみるとどのように捉えられるだろうか。以下に考察する。

Ⅶ 考察 —— 女性のキャリア形成からみた今日的意義

上記のような勤務を家庭奉仕員として行った江口さんらの奮闘があったからこそ、こうした評判につながったことは言うまでもない。女性の働く職場として開拓され始めた時代において、彼女らの活躍はその後の展開を考えたとき、意義深いものであったと考えられる。ただしその反面、彼女らにも不満や要望がなかったわけではなかった。例えば以下の記事からその一端を看取できる。

週四日で、給料が一万五千元。一日交通費が百十円という。大変な仕事であるのに、低い報酬の江口さんたち家庭奉仕員の喜びは“老人が楽しみに待っていてくれる”ということだ。話し相手になったり、つくろい物をしたりしている間に、老人たちが少しずつ元気になったり、老人ホームに行く気持ちになったりする。それが家庭奉仕員の仕事の支えのようだ。家庭奉仕員の願いは、“老人のためにも、自分たちの身分保障のためにも、早く常勤にしてほしい” (D) ということだ。

(福祉新聞社 1966:3, 下線筆者)

感情論ではなく正論として、このように訴えた江口さんら家庭奉仕員たちだったが、そうした“主訴”は働きの要求として当然の要求であった。キャリア形成という場合のキャリアとは、家庭の有無、既婚・未婚にかかわらず、生活の存続や自主・自立につながる職業人としての足跡のみならず、一個人としての成長や可能性の実現など、個人の生活の質 (QOL) の向上に寄与する実践の蓄積のことを意味するのではないか。とりわけ、既婚女性のキャリアに着目すると、育児・家事といったアンペイドワークに始まり、子どもの学童期には非常勤・臨時といったパートタイム労働、あるいは正規労働への復帰、そして定年退職による家庭人としての再復帰など、その歩みの変動はめまぐるしい。こうした不安定な道のりのなかで、女性が個人としてキャリアを積むことは、その時々で自分の役割の見直しを迫られることであり、直前のステージでの実体験を直後の新たなステージに生かすことが求められることでもある。高度経済成長期に入る前の1960年代の女性のキャリアということで言えば、さらに状況は厳しく、試行錯誤の連続のなかでの実践展開であったといえよう。

本稿で着目した1960年代の東京都における家庭奉仕員のとり組みは、まさに現代社会の女性労働のあり方を見直す契機となったものであり、それは、単に女性が労働に就くということだけを求めたのではなく、女性がいかに就労すればよいのかという根本命題を、社会福祉の基本原則に則りつつ、実践レベルで問いかけていた。例えば、Ⅵ・Ⅶ

章でとり上げた東京都家庭奉仕員、江口さんが述べた「母を震災で失ったので、母を世話するつもりで老人に接しられると思って(A)」(福祉新聞社1966:3)は、他人の苦悩や問題を我が事のように捉え接するという「受容・共感」の原則に通じるものであり、また「……おじいさんはすわってお茶でも飲んで話相手になってほしいという(C)」(福祉新聞社1966:3)は、オープンスペースで相手との対等な対話を重視する「傾聴」の原則を強調する実践であったと認識できる。さらに、実践的アプローチという観点からみると、「母子家庭の母親が半分もいる(B)」(福祉新聞社1966:3)という事実からは、同じ一人親家庭という状況下で抱える問題を深く理解しやすい人々による実践であったことから、「問題解決アプローチ」に通じており、一方、「老人のためにも、自分たちの身分保障のためにも早く常勤にしてほしい」(福祉新聞社1966:3)と訴えた切実な願いは、自分自身を含んだ不利な立場や弱い立場の人々に力付け・力添えをしていく「エンパワメントアプローチ」の重要性を強調したものであったといえよう。

当時の家庭奉仕員たちがそれらをどの程度認識していたかは不明だが、このように、1960年代の東京都における家庭奉仕員らによるとり組みは、受容・共感・傾聴といった社会福祉の基本原則に基づくものであった。対人、対他者との関わりにおいて、自分なりにどう判断すればよいのか、在宅で現実問題に直面した際、何をどう処理すればよいのか、自分が他者にどこまでのことをできるだろうかなど、援助者側の苦悩は小さくなかったと考えられる。反面、むしろ規定路線にないそうした自由な状況に身をおくことで、目の前の仕事・役割の遂行に留まらず、現在から将来へと目が向けられ、女性の就労のあり方が実践レベルで問われるに至ったと考えられる。時代背景や社会状況は大きく異なるものの、今日の女性のキャリア形成のあり方を考える上で、こうした先人の思想・苦悩やその姿勢・足跡から、私たちは謙虚に学ばなくてはならないだろう。

Ⅷ おわりに

以上、本稿では、1960年代の東京都における家庭奉仕員制度の位置づけとその実態を考究することを目的として、全体の分析枠組、前史としての事業内ホームヘルプ制度、胎動期にみられたホームヘルパー養成講習会及び中央職業安定審議会委員視察、始動期の家庭奉仕員制度発足(東京都)、そして展開期の年度別・地域別の実態把握並びに板橋区におけるケーススタディという順で論じた。

ホームヘルプ事業史研究は近年、松原(2011)、中野(2013;2014)、渋谷(2014)、荏原(2014)など少しずつ成果が挙がってきている。組織論・制度論も重要だが、それに終始しては全容解明には程遠い。事業・制度の歴史を動かすのは人であり、キーパーソンに着目した人物史研究を進める必要がある。「歴史は裏で動く」とよく言われるように、歴史研究はただ単に過去を知る・辿ることではなく、眠っている史実を掘り起こすことであり、表象的レベ

ルではなく、事象の裏側へと切り込んでいくことが求められる。今後、歴史研究者がいっそう増え、さらなる成果が挙がっていくことを願って止まない。

引用文献

- 朝日新聞社(1960).「巣立つホームヘルパー——労働省、初の養成講習卒業式」『朝日新聞』昭和35年7月17日、第10面。
- 朝日新聞社(1962a).「スマートな制服で家庭奉仕員きのう発足」『朝日新聞<東京版>』昭和37年1月11日、第12面。
- 朝日新聞社(1962b).「恵まれぬ老人たちの世話 千葉市に家庭奉仕員生まる」『朝日新聞 千葉版』昭和37年5月29日、第12面。
- 朝日新聞社(1966).「3年間で5000人に労働省10倍に増員計画」『朝日新聞』昭和41年10月16日、第14面。
- 池川 清(1971).『家庭奉仕員制度』大阪市社会福祉協議会・上田市社会福祉協議会(年月日不詳).『家庭養護婦書類綴』(上田市社協蔵)。
- 小笠原祐次監修、岡本多喜子・中村律子編(2007).『戦後高齢社会基本文献集 第Ⅱ期 第21巻 老人福祉10年の歩み ホームヘルパー』日本図書センター、pp.58-89。
- 厚生省社会局施設課(1961).『老人福祉(二)——老人家庭奉仕員制度について』pp.33-92。
- 田中由紀子著(1996).『ホームヘルプの要点 新訂版』一橋出版。
- 東京ホームヘルプ活動者連絡会編(1991).『よりよいホームヘルプをめざして』東京ホームヘルプ活動者連絡会。
- 中野 洋(2010).「事業内ホームヘルプ制度の成立と実態に関する検討——石川島重工業、積水化学、三和銀行の事例を中心に」『日本獣医生命科学大学研究報告』59, pp.58-70。
- 中野 洋著(2013).『日本における在宅介護福祉職形成史研究』みらい。
- 福祉新聞社(1966).「好評な家庭奉仕員——老人に感謝される毎日」『福祉新聞』第438号、昭和41年4月11日、第3面。
- 労働法令協会編(1964).『ホームヘルプ制度の実際(労務管理シリーズ事例編⑨)』日本製版。

参考文献

- 赤星俊一著(2010).『ホームヘルパーさん、「福祉の心」を大切に』あけび書房。
- 秋山智久(1985).「在宅福祉と施設機能」『在宅福祉への指標』東京都社会福祉協議会、pp.60-67。
- 安藤雄太(1989).「ホームヘルパーの組織化と学習活動——東京ホームヘルプ活動者連絡会」『社会福祉研究』44, pp.79-81。
- 一番ヶ瀬康子監修・日本介護福祉学会編(2000).『新・介護福祉学とは何か』ミネルヴァ書房。
- 井村圭壮・相澤譲治編著(2010).『高齢者福祉史と現状課題』学文社。

- 「介護職員初任者（ホームヘルパー）の歴史」（http://www.sakuramilan.com/2006/01/post_10.htm 2014年6月14日取得）.
- 厚生省社会局施設課（1960）.『老人福祉（一）』pp.42-43.
- 厚生省編（1985）.『厚生白書 昭和60年版』.
- 産業労働調査所（1961）.「ホームヘルプ制度の企業内運営事情」『労務時報』1639, pp.2-17.
- 渋谷光美（2010）.「在宅介護福祉労働としての家庭奉仕員制度創設と、その担い手政策に関する考察」『Core Ethics』6, pp.241-251.
- 渋谷光美（2011）.「運動によって勝ち取られた、正規職員が担うべき社会福祉としての家庭奉仕員労働——1960年代後半から1970年代の正規職員化闘争を通じて」『Core Ethics』7, pp.165-175.
- 渋谷光美（2012a）.「介護の源流としての寮母と家庭奉仕員に関する養老事業関係者の動向を通じた検討」『Core Ethics』8, pp.195-205.
- 渋谷光美（2012b）.「問い直されたホームヘルプ労働のあり方（1970年代～1990年代）——東京都のホームヘルパーの取組みを中心に」『羽衣国際大学人間生活学部研究紀要』7, pp.31-41.
- 渋谷光美（2013）.「1980年代のホームヘルプ制度の変容に関する一考察」『戦後日本の老いを問い返す』（生存学研究センター報告19）, pp.33-53.
- 渋谷光美著（2014）.『家庭奉仕員・ホームヘルパーの現代史——社会福祉サービスとしての在宅介護労働の変遷』生活書院.
- 清水美知子（2004）.「1950～60年代における＜女中＞イメージの変容——『家事サービス職業補導』『ホームヘルパー養成講習』をめぐって」『関西国際大学研究紀要』5, pp.91-110.
- 高橋紘士（1985）.「在宅福祉サービスの費用負担」『在宅福祉への指標』東京都社会福祉協議会, pp.32-36.
- 「特集 家庭奉仕員等派遣制度をめぐる過去・現在・未来」（<http://www.sh.rim.or.jp/~hands/tsushin/0605.html> 2012年9月10日取得）.
- 東京都社会福祉協議会（1962a）.『福祉広報』76, pp.7-16.
- 東京都社会福祉協議会（1962b）.『福祉広報』77, pp.15-27.
- 東京都社会福祉協議会（1964a）.『福祉広報』85, pp.16-17.
- 東京都社会福祉協議会（1964b）.『福祉広報』87, pp.6-7.
- 東京都社会福祉協議会（1964c）.『福祉広報』90, p.9.
- 東京都社会福祉協議会（1985）.『在宅福祉への指標』東京都社会福祉協議会.
- 東京都社会福祉協議会（1986）.『ホームヘルプ活動の基礎知識』井上孔版.
- 東京都社会福祉協議会三十年史刊行委員会編（1983）.『東京都社会福祉協議会の三十年』東京都社会福祉協議会.
- 東京都社会福祉協議会（1974）.「東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について」『住民福祉の復権とコミュニティ』鉄道弘済会, pp.218-225.
- 中嶋 洋（2011）.「戦後日本におけるホームヘルプ事業の全国展開の諸相——全国調査（2008）に基づいた拡張過程の解明」『日本獣医生命科学大学研究報告』60, pp.137-146.
- 中嶋 洋（2012）.「震災活動からホームヘルプ事業化への展開に関する事例検討——伊勢湾台風（1959年）後の名古屋市の事例を中心に」『人間の福祉』(26), pp.45-57.
- 中嶋 洋監修（2014）.『現代日本の在宅介護福祉職成立過程資料集 第3巻：家庭養護婦派遣事業——長野県上田市資料①』近現代資料刊行会.
- 西浦 功（2010）.「旧労働省『事業内ホームヘルプ制度』の導入と展開」『人間福祉研究』13, pp.99-110.
- 婦人少年局（1968）.「事業内ホームヘルプ制度の現状」『労働時報』21（4）, pp.31-35.
- 松原日出子著（2011）.『在宅福祉政策と住民参加型サービス団体——横浜市ホームヘルプ協会と調布ゆうあい福祉公社の成立過程』お茶の水書房.
- 森山 治（2006a）.「東京のホームヘルパー 第9回」『月刊東京』267・268, pp.42-47.
- 森山 治（2006b）.「東京のホームヘルパー 第11回」『月刊東京』272, pp.28-33.
- 森山 治（2006c）.「東京のホームヘルパー 第12回」『月刊東京』274, pp.29-37.
- 森山千賀子（2009）.「東京のホームヘルパー 最終回」『月刊東京』298, pp.44-47.
- 吉賀成子・中山文夫（1996）.「高齢化社会における老人介護サービスの地域特性とその背景」『九州女子大学紀要』33（2）, pp.37-48.

付 記

- * 本稿を作成するにあたり、2012（平成24）年9月20日に、東京都社会福祉協議会総務部の高城根理子氏から助言並びに資料提供をしていただいた。
- * 本稿は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金：若手研究（B）、研究代表者 中嶋 洋 00531857）の研究成果である。
- * 本稿は、「国民皆保険・皆年金の『形成・展開・変容』のオーラルヒストリー研究」（科学研究費助成事業：基盤研究（B）、研究代表者 菅沼 隆）における研究会発表（題目：「ホームヘルプ事業史研究の概要と課題」、2014年5月29日、於 立教大学池袋キャンパス）を踏まえたものである。

注

- 1) 戦後の全国（47都道府県）のホームヘルプ事業の発祥の諸相については、中嶋（2011:137-146;2013）などを参照のこと。
- 2) 本図の中身を詳細に論じたものとして、中嶋（2013）がある。同研究は、戦後日本のホームヘルプ事業史

を第一次資料を紐解きながら論じたものであり、このテーマ・分野の研究者・学生らが通読すべき内容となっている。但し、派出看護婦・付添婦と家庭奉仕員・ホームヘルパーとの関連の他、原崎が欧米視察する以前の戦前期の詳細や、1970～1980年代の家庭奉仕員制度の変容についても研究の余地が窺え、質的アプローチによるさらなる追跡調査が必要である。

- 3) 旧労働省による初のホームヘルパー養成講習会の修了式の様子は次のように伝えられる。「労働省が開いた全国はじめてのホームヘルパー（家事手伝い）養成講習の卒業式が十六日、東京・目白の日本女子大学桜楓館で行われた。四週間の講習を受けて卒業するヘルパーは三十人。近く、いろいろな会社に散っていくが、“新しい型の中女さん”として労働省が力こぶを入れ、今年はじめ試験的に発足してホームヘルプ制度はようやく実施期に入ることになった。……」（朝日新聞社 1960:10）
- 4) 家庭奉仕員の派遣対象は、従来、低所得世帯（所得税非課税世帯）に限定されていたが、中央社会福祉審議会の意見具申を受けて、1982（昭和 57）年 10 月から、所得税課税世帯にも応分の費用負担の下に派遣することとなった。その結果、同年以降、1万 6,618 人（1982 年）、1万 8,278 人（1983 年）、1万 9,908 人（1984 年）、2万 1,613 人（1985 年）と急増していった（厚生省編 1985:228）。
- 5) 筆者が、2007（平成 19）年 8 月 15 日に行った竹内吉正氏（上田市社会福祉協議会初代事務局長）への聞きとり調査によれば、竹内氏曰く、「（上田市社会福祉協議会への視察に）全国からぞくぞくと来ていて、対応するのに困ったぐらいだった。……森幹郎、日本社会事業大学、労働省……」という。一方、名古屋市で、家庭奉仕員制度の全国普及がいかにして進んだのかを実証的に明らかにしたのが中島（2012:45-57）である。
- 6) 1962（昭和 37）年に入ると、わが国の老人福祉対策は各種の国庫補助を行い、発展期に入っていたと

いう。そこには、次のような背景思想があったと指摘される。「養老施設や経費老人ホームのような施設に老人を収容してその福祉を増進しようというもの」とちがって、居宅老人の福祉を増進することを目的とするものであった。それは、人は老若男女を問わず、その家庭において豊かな生活を送るのがもっとも好ましく、施設に収容し、保護するのはやむをえない場合における次善の策である、という社会福祉の基本原則を老人福祉行政に応用したものであった。」（小笠原監修 2007:72）

- 7) 利用者側の反応としては、「……当初、『大へんうれしかった』が 44%と半数以下で『いやだった』が 20%もあったが、1年後には前者が 78%に増加し後者は 0 となる。また奉仕員が来るようになってから気分の具合が『明るくなった』という答えが 70%もあるなど、きわめて有意義な事業であった」と指摘される（東京都社会福祉協議会三十年史刊行委員会編 1983:108）。
- 8) 東京都の家庭奉仕員制度と類似していたのは、千葉県家庭奉仕員制度であり、以下のような記事が残されている。「生活の困り、孤独な老人たちの世話をする家庭奉仕員が 28 日、千葉市に生まれた。『老人ヘルパー』とも呼ばれる女性ばかりの奉仕員で、家事がうまく老人福祉に熱意のある 30 歳から 37 歳の主婦や未亡人 5 人が千葉市福祉事務所に採用され、老人医学や衛生知識の講習を受けていた。ヘルパーたちは 65 歳以上の生活保護家庭 19 世帯に 1 週 2 度ずつ訪れ、食事や掃除などの家事仕事から相談相手として恵まれない老人たちの世話をしようというもの。これらのヘルパーたちは毎日ダークグリーンの制服に自転車を受持世帯を回る。この制度はいままでも東京、大阪などでは行われているが、県下では初めて。さる二月から宮内千葉市長が音頭をとり、市福祉事務所を中心に予算 141 万円が計上されたもので、この制度は国庫補助も考えられているという。」（朝日新聞社 1962b:12）。

Establishment of Home-help Services and Women's Career Development: A case study of home-help service system among companies and Tokyo area in 1960's

Hiroshi NAKASHIMA

School of Veterinary Nursing of Technology,
Nippon Veterinary and Life Science University (a part time lecture)
School of Modern Life, Teikyo Heisei University

Abstract

The purpose of this study is to clarify a historical fact and situation of home-help service system in Tokyo in 1960's. Moreover, this study reveal some judgments and lessons from the standpoint of women's career development. The author search for some essays, books, newspapers and white paper, and so forth. In result, the emerging point of this pioneering work in this area are as follows:

1. Home-help service system in Tokyo in 1960's, put a question the way of women's work from a point of practical level.
2. The above system keep up a basic principle in social work; accept, sympathy, listen to the other party.
3. The above system attach importance to the empowerment-approach to solve problems.

In this way, there are historical meaning of home-help service system in Tokyo in 1960's, on not only official support and pass a law, but ask again the way of women's labor. After this, many tasks are connected with home-help service system, have to be revealed by the historical approach.

Key words : home-help service system, home-help service system among companies, home-helper, women's career development

Bull. Nippon Vet. Life Sci. Univ., **63**, 76-88, 2014.